

# インフルエンザ出席停止期間早見表

例	発症日	発症後5日間(出席停止期間)						発症後5日を経過		
		0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に 解熱した 場合										
発症後 2日目に 解熱した 場合										
発症後 3日目に 解熱した 場合										
発症後 4日目に 解熱した 場合										
発症後 5日目に 解熱した 場合										

★「発症した後5日を経過」し、かつ「解熱した後2日」とは、最低でも「発症した後5日を経過」するまでは出席停止ということです。

★それに加えて解熱した日によって出席停止期間は延期することがあります。  
(解熱した次の日が「解熱後1日目」となります)

発症後4日目以降に解熱した場合は、出席停止の期間が延期されていきます。

★発症日（0日目）は、病院を受診した日ではなく、インフルエンザの症状（38度以上の発熱等）が出た日のことです。病院受診時に医師に発症日を正確に伝え、出席停止期間を確認してください。

★抗インフルエンザ薬の効果で熱が下がっても、ウイルスの感染力はまだ残っており、無理をすると再び発熱する場合もあります。医師の指示に従い、ゆっくり休養してください。（出席停止期間を過ぎても体調が優れない場合の欠席は出席停止扱いになります）